

「規制改革・民間開放集中受付月間」(6月1日～6月30日)に寄せられた要望で、本部決定に至らなかった事項のうち、規制改革・民間開放推進会議として、引続き検討を行う事項

1.規制緩和・民間開放要望

検討事項						検討結果			
番号	項目	要望の概要	所管府省	各省回答	平成17年度 あじさい 管理コード	要望者	検討の結果	答申記載内容 等	実施時期等
1	高速電力線搬送通信(PLC:Power Line Communication)の早期実用化	実証実験の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについては、早期に関係法令の改正を行い、2MHz～30MHzの高周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の実用化を認めるべきである。	総務省	b	zA080018	(社)日本経済団体連合会	第2次答申に記載	電源コンセントを電源とデータ通信双方に利用可能な電力線搬送通信の屋内における利用に関し、使用する周波数帯域を拡大(従来の10kHz～450kHzに2MHz～30MHzを追加)することによって、高速通信を実現すべきである。	【平成17年度検討・結論、平成18年度措置】
2	超広帯域無線システム(UWB:Ultra Wideband)利用のための早期制度整備	UWB無線システムの導入、商用化に向けて、早期に制度整備を行なうべきである。	総務省	b	zA080001	(社)日本経済団体連合会	第2次答申に記載	どこからでもネットワークにアクセス可能なユビキタスネットワーク社会の実現に向け、高速無線通信を可能とするUWBの実用化が期待されている。このため、国際電気通信連合(ITU:International Telecommunication Union)等における国際的な動向、他の既存無線システムとの共用条件、UWBの実用化の推進等を総合的に勘案し、UWB導入に向けた制度を整備すべきである。	【平成17年度検討・結論、平成18年度措置】
3	商業・法人登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち商業・法人登記申請に限り、行政書士、税理士、中小企業診断士等も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	法務省	c	zA090047	日本行政書士会連合会	第2次答申に記載	利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討する。	【平成18年度検討】
4	市町村窓口業務の民間開放	戸籍事務や住民基本台帳など一般的に行われている市町村窓口事務を民間事業者へ開放すべきである。	総務省 法務省 厚生労働省	c	zA080039 zA090045 zA130166	つくば市	第2次答申(市場化テスト)に記載	後掲 市場化テスト 7に参照	
5	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和)地公体事業に準ずるPFI事業に係る貸出を員外貸出として認めるべきである。	金融庁	b	zA070073	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	第2次答申に記載	PFI事業への融資については、地方公共団体等への融資に準じて考えられるべきものであり、地方公共団体への融資が認められている信用金庫がPFI事業資金の融資を行うことは本来的に認められてよいはずであるから、早期に員外貸出先の拡充を図る。	【平成18年度措置】
6	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済代理人の設置、ソルベンシーマージン基準及び早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備すべきである。また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定すべきである。	厚生労働省	c	zA130020	生命保険協会	継続的に検討予定		
7	保育所制度における規制緩和	現行の認可保育所制度について、「保育に欠ける」要件を利用者の実態に即して見直すとともに多様な事業者の参入を促進し、利用者本位の制度となるよう改革すべきである。保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること 保育料を一定の基準の下に、保育所が自由に設定できるようにすること 施設整備について、民間事業者も次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること 保育所設置基準を緩和すること	厚生労働省	c	zA130051	東京都	第2次答申に記載 継続的に検討予定 3か年計画記載済(逐次実施)	認可保育所への直接契約及び利用者に対する直接補助方式の導入 保育所利用者の利便性を向上させるとともに、認可保育所が市町村から割当を受けるのではなく、利用者を選択されるべく自らサービスの向上に努めるインセンティブが働くようにする。但し、利用者が保育を希望する認可保育所に直接申込み、当該保育所が審査・決定を行う直接契約方式を導入することについては、低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討すべきである。 認可保育所の保育料の設定方式の適正化 現在、認可保育所を利用する場合に利用者が負担する保育料の仕組みを、低所得者層等を除き、原則としてサービス内容に見合った対価を支払う負担方式とするとともに、いわゆる「上乘せ・横出し」サービスについても、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式として保育料の設定方式の適正化を図るべきである。この点については、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設において、低所得者層等に配慮した上で、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式を導入することを検討していることから、こうした利用料設定の実施状況等を踏まえ、それが適切に実施されているならば、保育所にも導入することを検討すべきである。	【可否について長期的に検討】

8	派遣労働者への雇用契約申込義務の廃止	派遣先には、派遣受入期間制限の抵触日以降に当該派遣労働者を使用しようとする場合や、派遣受入れ期間制限のない26業務において同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合には、当該派遣労働者に対して、雇用契約を申込みことが義務付けられているが、これを廃止すべきである。	厚生労働省	b	zA130062	(社)日本経済団体連合会	第2次答申に記載	雇用契約の申込み義務については、改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、必要な検討を行うべきである。	【平成18年度中に検討】
9	労働者派遣受入期間制限の撤廃	派遣受入期間に制限のあるいわゆる自由化業務(26業務以外の業務)についても、継続して派遣労働者を受け入れることができるよう、派遣受入期間の制限を撤廃すべきである。	厚生労働省	c	zA130035	(社)関西経済連合会	第2次答申に【問題意識】として記載	派遣受入期間に制限のある自由化業務(26業務以外の業務)についても、継続して派遣労働者を受け入れることができるよう、派遣受入期間の制限を撤廃すべきである。また、その際、こうした期間制限の撤廃が改正高年齢者雇用安定法に定める高年齢者雇用確保措置の義務づけ(平成18年4月1日施行)に伴う、派遣会社設立による継続雇用制度の円滑な実施を実現するためにも、有用かつ必要であることに留意すべきである。 さらに、「物の製造」の業務についても、製造現場である派遣先の指揮命令が認められる派遣であればこそ、モノづくりのために必要な技能伝承が可能になるという側面がある。しかし、こうした技能伝承には、一定の時間を必要とすることから、派遣受入期間に制限がある限り、伝承可能な技能には限界がある(派遣受入期間が短ければ、単純労働しか任せられない)ことも否定できない。 そこで、製造現場における技能伝承をさらに円滑に進め、我が国製造業の足場を一層強固なものとする観点から、「物の製造」の業務についても、派遣受入期間の制限を撤廃すべきである。 なお、すぐには正社員として就業することが困難なフリーターやニート等の雇用対策という点においても、まず派遣社員として製造現場で継続的に就業できる機会を与えることは、個人の技能形成という面でも極めて有用であることに留意すべきである。	
10	労働者派遣事業における「複合業務」の受入期間制限の判断基準の見直し	派遣労働者が、派遣受入期間制限のない26業務とそれ以外の業務が複合するいわゆる「複合業務」に従事する場合には、26業務以外の業務の割合が時間数にして1割以下であるときに限り、期間制限を受けない業務として認められるが、時間数だけでなく諸般の状況を総合して、これを判断すべきである。	厚生労働省	c	zA130071	(社)日本経済団体連合会	第2次答申に記載	「複合業務」に関しては、26業務に含まれる付随業務等の内容について、その明確化を早急に図り、これを周知する。	【平成17年度中に措置】
11	学校における収容定員規制の撤廃	学校については、収容定員を定めるものとされているが、これを撤廃すべきである。	文部科学省	c	Za120007	学校設置会社連盟設立準備会	継続的に検討予定		
12	外国人研修・技能実習制度の見直し	研修生から技能実習生への移行者が2003年に2万人を超える等、研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、外国人技能実習制度に関する在留資格、技能実習の対象職種の拡大、受入れ企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更等、制度自体の見直しも併せて行うべきである。	法務省 厚生労働省	c	zA100008	(社)日本経済団体連合会	については第2次答申に記載。については昨年度閣議決定済であり逐次実施。第2次答申に【今後の課題】として記載。	技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、技能実習生に対する在留資格を創設する。	【平成18年度検討、結論】
13	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	我が国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備を早期に行うべきである。	厚生労働省	b	zA100012	(社)日本経済団体連合会	継続的に検討予定	「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」の在留資格を得るためには、「(外国人本人と)本邦の公私の機関との契約」が必要となること、外形上の契約当事者が「海外企業と本邦の公私の機関」であっても、その内容において外国人本人と本邦の公私の機関との間の契約が成立していることが確認でき、かつ、これらの在留資格に係る他の要件を充たすのであれば、入国・在留が可能である旨、改めて周知する。なお、ここで言う契約からは業として行う労働者供給契約を除き、労働契約を指すものとする。	【平成18年度措置】もみじ月間における要望として規制改革・民間開放推進本部決定
14	高度人材に対する在留期間の長期化	我が国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」として阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材については、在留期間を5年に伸張するべきである。	法務省	c	zA100014	(社)日本経済団体連合会	前提として、在留外国人の入国後のチェック体制が整備されることが必要で、その前提について「18年度結論」との答申内容。来年度以降の課題と認識。	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。	【平成18年度結論】

15	医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和	患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関する広告規制を緩和すべきである。	厚生労働省	a	zA130098	(社)日本経済団体連合会	<p>【医療機関の広告】第2次答申に記載(医療(1))</p> <p>【医薬品】継続検討予定</p>	<p>医療機関が「任意」に広告できる事項については、現行の事項を個別に列記する方式から項目群毎に包括的に規定する方式に改め、客観的事実については、基本的に広告できることとすべきである。また、患者保護の観点から何らかの制限を設ける場合にも、患者の適切な医療の選択の観点から必要最小限のものとするべきである。(なお、虚偽、誇大、誤解を与える事項の公開が禁じられるべきものであることはもとよりである。)</p> <p>参考 上記の他、医療機関情報の公開義務化等(医療(1)医療機関情報の公開義務化と診療情報の開示促進 参照)についても答申に記載。なお、それらに加え厚生労働省において、これらに係る罰則の規定等の制度整備も行われる。</p> <p>平成17年6月、「患者向医薬品ガイドの作成要領」を日本製薬団体連合会に対して通知。 平成18年1月から順次、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」に患者向医薬品ガイドを掲載。</p>	【平成18年医療制度改革で措置】
16	レセプトの直接審査・支払に係る基準の見直し	保険者機能を発揮させるため、医科・歯科レセプトにおける直接審査・支払の要件の見直し(保険者の組合規約の変更の認可、認可基準(審査体制、紛争処理機能などの基準)の明確化)と、調剤レセプトにおける処方箋を発行した保険医療機関の事前同意要件を削除すべきである。	厚生労働省	c	zA130093	(社)日本経済団体連合会	<p>第2次答申に記載</p> <p>【直接審査支払の要件】(医療(2) ア)イ【調剤レセプトに係る同意要件】(医療(2) イ)【紛争処理基準】(医療(2))【審査体制】(医療(2))官業(官業(3))【規約変更許可】(医療(2))</p>	<p>和 ア 保険者機能を推進する観点から、次期医療保険制度改革や規制改革により審査支払機関が行うこととなる業務の内容、審査支払機関間の役割分担、それらを踏まえた審査支払機関の手数料体系等の見直し及び具体的な手続き等の検討とともに、保険者が審査・支払をすることを規定した健康保険法等に照らし、上記通知の以下の事項について検討の上、必要な見直しを行うべきである。</p> <p>・レセプトの直接審査支払の実施に当たり医療機関又は薬局の合意を必要とする要件を撤廃すること。なお、当面の方策として合意を不要とする方針を明示するとともに、少なくとも保険者が特定の医療機関又は薬局に対して第三者審査機関等への委託を含め保険者自らが直接審査支払をする旨を通知した場合、相手方の医療機関又は薬局はレセプト提出先や請求方法等についてこれに従うよう周知徹底すること。</p> <p>・対象医療機関で受診、又は対象薬局で調剤した当該保険者の全レセプトを直接審査支払の対象とすべきとする要件は、保険医療機関等が診療科別等での請求先の選別を行うことが困難であるとの趣旨であることにかんがみ、保険者が一旦全てのレセプトを直接審査した上で、再審査等については、基金等を含め審査支払機関への委託による審査も可能であることを周知徹底し、直接審査支払における保険者による審査支払業務の充実を図ること。</p> <p>・直接審査支払の対象医療機関や対象薬局の名称等を保険者の組合規約に明記すべきとする要件を廃止すること。</p> <p>調剤レセプトの保険者による直接審査支払 イ 特に、実際に取組を進める保険者・保険薬局等の要望者もあることから、以下のとおり、通知の見直しを行うべきである。</p> <p>・突合点検後の医療機関に対する医科レセプト等に係る損害賠償請求ではない保険者と薬局との間の調剤レセプトの審査・支払については、保険者が、処方せんを発行した医療機関の同意を経ることなく行えることとし、調剤レセプトの審査・支払に関する上記通知の「処方せんを発行した医療機関」の同意要件を削除すること。</p> <p>医科及び調剤レセプトの審査・支払に係る紛争処理ルールの明確化等 社会保険診療報酬支払基金では、「審査・支払」の業務と、損害賠償請求(医療機関が発行した処方せんを原因とする損害賠償請求)の裁定を含む保険者と医療機関間の調停業務(「紛争処理」)とを行っているが、紛争処理のみを保険者から受託することができる仕組みとなっていない。このため、調剤レセプトに係る措置に併せて、「紛争処理」を単独で受託できる仕組みを整備すべきである。</p> <p>また、医科及び調剤レセプトの紛争処理業務を基金、国保連、及びそれら以外の第三者機関が受託した場合における、紛争処理に当たった処理ルールを関係当事者間で自主的に定めるよう周知すべきである。</p>	<p>【平成18年度中検討・結論】</p> <p>【手数料体系の整合性を図るべく平成18年度早期に検討・結論。その後速やかに措置】</p> <p>【平成18年度中検討・結論】</p>

							<p>審査支払機関間の競争環境の整備 レセプトに係る審査・支払については、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者それぞれが自ら審査・支払を行うことができるところではあるが、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとし、審査支払機関同士の競争を促すことにより、審査支払事務の効率化を推進すべきである。</p> <p>その際、保険者が委託先を含め審査・支払する者を変更するに当たっては、医療機関又は調剤薬局にその旨通知するをもって足りることとするための仕組みを含め検討し所要の措置を講じるべきである。さらに、基金及び国保連以外の第三者の審査支払機関に対して委託する場合においても、同様にすべきである。</p> <p>(官業)社会保険診療報酬支払基金の民間開放の推進 健康保険組合から直接審査・支払についての具体的な要望が厚生労働省に寄せられた際には、その内容について速やかに検討・結論を出すべきである。また、オンライン請求などのIT化の進展や、上述した支払基金以外の者による審査・支払の普及等に応じて、特定業務への特化を図るなど、支払基金の業務の民間開放についても推進すべきである。</p> <p>健康保険組合の規約変更の届出制化等 健康保険組合の規約変更については、厚生労働大臣の認可制から事後届出制に変更する事項について保険者の意見があれば、それらの意見を踏まえ、その適否について速やかに検討し、届出の対象とする事項の拡大等を図るべきである。</p>	<p>【平成18年の医療制度改革の中で検討・結論】</p> <p>【平成18年度以降逐次検討・結論】</p> <p>【平成18年度中に検討・結論】</p>
17	保険者と医療機関の直接契約に係る基準の見直し	<p>直接契約が成立していない現状に鑑みて、直接契約条件等について全般的に見直す必要がある。契約医療機関の運営状況、各都道府県に設置される委員会による審議、契約医療機関における、当該契約健保組合加入者及び当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月)など、契約条件等の規制を緩和すべきである。</p>	厚生労働省	c	zA130094	(社)日本経済団体連合会	<p>医療機関・薬局と保険者間の直接契約に関する条件の緩和</p> <p>「規制改革・民間開放推進三か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)における「保険者と医療機関の直接契約が進められるよう、現行の契約条件等について過度な阻害要件がないか等について保険者の意見を踏まえつつ、条件緩和について検討する。[逐次検討]」との決定を踏まえ、例えば以下のような事項について、保険者からの要望があれば積極的に聴取するとともに、上記通知の要件の見直しについて結論を出すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接契約の対象医療機関や対象薬局の名称等の内容を保険者の組合規約に明記すべきとする要件を廃止すること。 ・認可申請の際にフリーアクセスを阻害していないことを客観的に証明するために保険者に提出が求められている書類の記載内容を簡素化すること。 ・契約医療機関における当該保険組合加入者の受診増が、保険者の責による場合を除き、認可後の監督等の対象事項とされている「契約医療機関による患者のフリーアクセスの阻害行為」には当たらないことを明確化するとともに、契約後の各種報告を簡素化すること。 ・認可後に地方厚生(支)局へ提出すべき事項から、保険者が持ち得ない、若しくは入手し難い情報(契約医療機関における当該保険組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数等)を削除すること。 ・診療報酬点数の範囲内で契約による定められる価格設定が、契約当事者間の合意があれば、より自由に設定できるよう、要件を緩和すること。 ・認可を取消された場合であっても保険者、保険組合加入者の受診機会の継続性の確保のため、当事者間の合意があれば、一定期間、継続的に運用を可能とする猶予措置を講じること。 	【逐次検討・結論】
18	立体道路制度の一般道路への適用	<p>既存道路を公衆用道路として残しつつ、複数街区の一体開発を行うことができるよう、特に緊急性を要する都市再生特別地区における開発については、立体道路制度の既存一般道路への適用を認めるべきである。</p>	国土交通省	c	zA160059	(社)日本経済団体連合会	<p>一般道路における道路空間と建築物の立体的利用 中心市街地においては、街区が小さいために、周辺も含めた一定規模の街区全体を整備することが求められるケースもある。このような場合には、街区全体の再開発等を行う中で既存道路の機能を確保しつつ、道路の上下空間を立体的に利用することが適当な場合も考えられる。このため、既存道路の有する様々な機能を低下させることなく、周辺も含めた一定規模の街区全体の環境改善に資するような開発について、具体的な事例や構想を踏まえつつ、占用制度の運用や、道路区域の取扱い等について改善すべき点がないかどうか継続的に検討を行うべきである。</p>	【平成17年度以降継続的に検討】

19	農業生産法人の役員要件の緩和	現在の農業生産法人の役員要件として、役員のお半は年間150日以上の農業従事が必要とされているが、この規定があるため経営感覚に優れた人材を経営陣に迎えることが難しい。このため当該要件を緩和すべきである。	農林水産省	c	zA140019	日本ニュービジネス協議会連合会	一部第2次答申に記載。継続的に検討予定。	新規参入促進のための農業生産法人制度等の周知徹底 意欲と能力のある者の農業への新規参入を促進させるため、農業生産法人制度等の仕組みを法律上説明している用語の定義(例えば、業務執行役員等の「農業の従事」とは、企画管理労働、営業活動等を含む。)について、分かりやすい形によりホームページ等で周知徹底すべきである。	【平成17年度中に結論、平成18年度中に措置】
20	農業生産法人の構成員要件の緩和	現在の農業生産法人の構成員要件として、当該構成員(出資者)のお半が農業関係者であることとされているが、この規定があるため経営感覚に優れた出資者を結集することが難しい。このため当該要件を緩和すべきである。	農林水産省	c	zA140020	日本ニュービジネス協議会連合会	一部第2次答申に記載。継続的に検討予定。	新規参入促進のための農業生産法人制度等の周知徹底 意欲と能力のある者の農業への新規参入を促進させるため、農業生産法人制度等の仕組みを法律上説明している用語の定義(例えば、業務執行役員等の「農業の従事」とは、企画管理労働、営業活動等を含む。)について、分かりやすい形によりホームページ等で周知徹底すべきである。	【平成17年度中に結論、平成18年度中に措置】
21	消防法完成検査認定制度における運用改善	本来の自主検査制度を目指し、以下の運用改善を図るべきである。 1. 完成検査報告は結果一覧表のみとし、認定申請内容に沿って検査記録が作成・管理されているのを事後確認する。 2. 申請書類は通常の申請書に一致させる。 3. 完成検査報告書提出時点で装置を稼働できるとする。 4. 検査手数料を減額する。	総務省	b	zA080015	石油化学工業協会	第2次答申に記載	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。	【平成19年度中を目途に検討・結論、引続き措置】
22	事業系一般廃棄物(パレット等木くず)の処理に関する規制の見直し	事業系一般廃棄物(木くず)について、一定量以上の排出がある場合には、産業廃棄物と同等の処理方法が適用されるようにすべきである。	環境省	c	zA170002	社団法人日本産業機械工業会、ソニー株式会社	第2次答申に記載	廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。 その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	【平成18年度措置】
23	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用 ・国際整合性のとれた保安規制の整備	総務省 厚生労働省 経済産業省	c c(一部e) c(一部d)	ZA080016 ZA130125 ZA150016	(社)日本経済団体連合会	第2次答申に記載	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、厚生労働省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。	【平成18年度措置】
24	酒類の販売免許の付与の緩和(審査基準の見直し)	飲食店において、店内で酒類を提供する際には、酒販の免許が不要であるが、酒類の販売を行う場合にも、酒販の免許を不要とし、テイクアウトなどでも、缶ビールなどを売ることができるようにすべきである。	財務省	d	zA110007	(社)日本フランチャイズチェーン協会	継続的に検討予定。		

各省の回答欄 「a」:全国希望で対応、「b」:全国規模で検討、「c」:全国規模で対応不可、「d」:現行制度下で対応可能、「e」:事実誤認、「f」:税の減免等に関するもの

2.市場化テスト関連要望

市場化テスト関連要望については、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)案」の次期通常国会への提出に向けた準備作業を加速しているところであり、今後、以下の各分野における具体的な対象事業の選定についても、各府省と一層

- | | |
|--|-----|
| (1)今年度、モデル事業で実施されている事業・業務対象範囲の拡大、包括的業務委託 | 26件 |
| ハローワーク関連 | 20件 |
| 社会保険庁関連 | 5件 |
| 行刑施設関連 | 1件 |
| (2)統計調査関連 | 4件 |
| (3)独立行政法人の執行業務 | 56件 |
| (4)バックオフィス関連等 | 19件 |
| (5)自治体事務関連 | 21件 |
| (6)その他 | 15件 |

番号	項目	検討の状況	答申記載内容	実施時期等
1	ハローワーク関連	答申に記載	<p>(1)「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入 原則として、市場化テストを平成18年中に実施し、19年4月から落札者による事業が実施されるよう措置 ・「人材銀行」事業・・・東京を含む3箇所(全国12箇所) ・「キャリア交流プラザ」事業・・・8箇所(全国15箇所) ・「求人開拓」事業・・・5地域 「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法に係る所要の特例規定を法案において整備</p> <p>(2)来年度における市場化テスト事業の実施 本年度の「キャリア交流プラザ」事業(5箇所)、「若年版キャリア交流プラザ」事業(1箇所)及び「求人開拓」事業(3地域)を、継続して実施</p>	平成18年度に実施
2	社会保険庁関連	答申に記載	<p>(1)国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入 原則として、平成19年度に速やかに落札者による事業が実施されるよう措置 官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金法等に係る所要の特例規定を法案において整備 将来的には、全国の社会保険事務所における事業を市場化テスト又は民間開放の対象</p> <p>(2)来年度における市場化テスト事業の拡大等 国民年金保険料収納事業 ・本年度の5箇所を、35箇所に拡大 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業 ・本年度の5箇所を、104箇所に拡大 ・段階的に、全国の本件事業について市場化テスト・民間開放を実施 年金電話相談センター事業 ・本年度の2箇所を、継続して実施 ・将来的には、国民・被保険者に望ましい総合コールセンター等を整備し、その上で、民間の創意工夫の活用等により、市場化テスト・民間開放を実施</p>	平成18年度に実施
3	行刑施設関連	答申に記載	<p>(1)本年度実施しているモデル事業の結果を踏まえつつ、平成18年度において、継続して実施 (2)PF制度及び構造改革特区制度を用いた先駆的取組の実施状況を勘案しつつ、民間開放の対象の拡大等を更に検討し推進</p>	平成18年度に実施
4	統計調査関連	答申に記載	<p>(1)平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について、国会議と密接に連携を図りつつ、試験調査等を実施し、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施 (2)総務省は、同省所管の上記2指定統計以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、国会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定 (3)総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の速やかな措置 (4)独立行政法人統計センターの業務については、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論</p>	平成18年度に実施
5	独立行政法人の執行業務	答申に記載	<p>独立行政法人関連業務については、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、「政策金融改革の基本方針」を踏まえた独立行政法人の金融業務の見直しを含め、速やかに検討を行うとともに、公共サービスの効率化・質の維持向上を実現する観点から市場化テストを活用することにつき、速やかに検討を行う必要</p> <p>(1)雇用能力開発機構 「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入 ・原則として、市場化テストを平成18年中に実施し、19年4月から落札者による事業が実施されるよう措置 ・本年度実施中のモデル事業を来年度も継続して実施 「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入 ・原則として、市場化テストを平成18年中に実施し、19年4月から落札者による事業が実施できるよう措置</p> <p>(2)中小企業基盤整備機構 ・来年度において、1箇所の中小企業大学校(分校)につき市場化テストを実施 ・来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、中小企業大学校の研修事業において、市場化テストの導入について積極的に検討 等</p>	平成18年度に実施
6	バックオフィス関連等	引き続き、市場化テストの本格的導入の対象とすることにつき検討予定		
7	自治体事務関連	答申に記載	<p>(1)下記の窓口業務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を法案において整備 戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し 外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し 住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し 戸籍の附票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し</p> <p>(2)地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務があるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置</p>	平成18年度に措置 (特例措置を法案において整備)